

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長
(公印省略)

検疫法第2条第3号に規定する検疫感染症のうち
鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)の流行国について

検疫法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第131号)及び検疫法施行規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第63号)が平成25年4月26日に公布され、平成25年5月6日から施行されることに伴い、検疫感染症として鳥インフルエンザA(H7N9)が追加されたところである。

よって、鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)の流行国については、下記のとおりであるので通知する。

なお、本通知は平成25年5月6日から適用することとし、「検疫法第2条第3号に規定する検疫感染症のうち鳥インフルエンザ(H5N1)の流行国について」(平成18年6月8日付け健感発第0608004号健康局結核感染症課長通知)は、平成25年5月6日付けで廃止する。

記

1. 鳥インフルエンザA(H5N1)が流行し、又は流行するおそれのある国は、次の国とする。

(平成25年3月15日現在)

地 域	国 名
アジア地域	インドネシア
	カンボジア
	タイ
	中国
	ベトナム
	ミャンマー
	ラオス
	バングラデシュ
	パキスタン
	欧州地域
中東地域	イラク
	トルコ
アフリカ地域	エジプト
	ジブチ
	ナイジェリア

2. 鳥インフルエンザA(H7N9)が流行し、又は流行するおそれのある国は、次の国とする。

(平成25年4月26日現在)

地 域	国 名
アジア地域	中国